

令和4年度 笠松町一般廃棄物処理実施計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項により定めるものとする。

1 事業年度 令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

2 一般廃棄物の排出状況

1) 計画処理区域 笠松町全域

2) 排出量

区分	排出量
ごみ	8,383トン/年
し尿	420キロリットル/年
浄化槽汚泥	4,200キロリットル/年

3 処理主体

1) ごみの処理主体

区分	ごみの種類	収集運搬	処理・処分
生活系	可燃ごみ	町（委託） 自己搬入	選別、資源化、圧縮、 梱包、破碎、焼却、 埋立：民間
	粗大ごみ	町（委託） 自己搬入又は 戸別回収	
	不燃ごみ	町（委託）	
	カン（アルミ缶・スチール缶・スプレー缶）	町（委託） 拠点回収	
	ビン（無色透明・茶色・その他）		
	ペットボトル		
	プラスチック製容器包装		
	蛍光管・乾電池	町（委託）	
	古紙類等（紙製容器包装含む）		
	緑ごみ		
	小型家電		
	小型充電式電池	拠点回収	
	インクカートリッジ		
事業系	可燃ごみ	民間（許可） 自己搬入	焼却、埋立：民間
	粗大ごみ	民間（許可）	選別、破碎、焼却、 埋立：民間
	不燃ごみ	民間（許可）	選別、破碎、 埋立：民間
	発泡スチロール	民間（許可）	圧縮減容：民間
	笠松競馬場から発生する馬糞	自己搬入	埋立：民間
	生ごみ	民間（許可）	飼料化

2) し尿等の処理主体

区 分	収集運搬	処理・処分
し尿	民間（許可）	笠松町
浄化槽汚泥	民間（許可）	

4 ごみの処理計画

1) ごみの排出抑制・再資源化計画

排出抑制の方法	家庭系の可燃ごみ及び不燃ごみの有料指定ごみ袋制により、住民のごみ減量の動機付け、環境意識の醸成を促進し、ごみの排出を抑制する。
	家庭系粗大ごみに対して、従量制の処理手数料を徴収することにより、ごみの排出を抑制する。
	カン、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光管、乾電池の分別収集を町内全域で実施し、再資源化することによりごみの排出を抑制する。
	生ごみ処理機や段ボールコンポスト等の購入に対して助成を行い生ごみの減量化及び資源の再利用化を促進する。
	古紙類等の分別収集を町内全域で実施し、再資源化することによりごみの排出を抑制する。また、PTAや子ども会など住民団体による新聞紙や雑誌等の古紙の資源集団回収の奨励によりごみの排出を抑制する。
	事業系可燃ごみに対して、10キログラムまでごとに110円を処理手数料として徴収することにより、ごみの排出を抑制する。
再資源化の方法及び量	事業系の不燃ごみ及び粗大ごみに対して、10キログラムまでごとに200円を処理手数料として徴収することにより、ごみの排出を抑制する。
	カン、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集を町内全域で実施し、再資源化する。カンについては資源集団回収も奨励する。
	カン回収予定量 28トン/年、ビン回収予定量 73トン/年、
	ペットボトル回収予定量 28トン/年
	プラスチック製容器包装回収予定量 96トン/年
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づき回収したビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、指定法人で再資源化する。
	町内3箇所の資源ごみ回収所で、資源ごみを回収する。
	緑ごみを月3回、町内で回収所を開設し、再資源化する。
	緑ごみ回収予定量 150トン/年
	古紙類等（紙製容器包装含む）は、分別収集を町内全域で実施し、再資源化する。また、古紙の資源集団回収の奨励及び事業者による民間再資源業者への搬入を促進し、再資源化する。
古紙類等回収予定量 201トン/年、資源集団回収予定量 400トン/年	
小型家電（携帯電話等）は公共施設での拠点回収や処理主体業者により選別及び認定事業者が宅配便で回収し、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づくリサイクル認定事業者により再資源化する。	
小型家電回収予定量 54トン/年	
インクカートリッジは公共施設で拠点回収し、インクカートリッジ里帰りプロジェクトにより、再資源化する。	
使用済みインクカートリッジ回収予定量 0.1トン/年	

2) 廃棄物の収集・運搬計画

①家庭系ごみの収集・運搬計画

◎ステーション方式

種 類	廃棄物の量	収集運搬及び処理主体	収集回数
プラスチック製 容器包装	90トン/年	松南(株) (財)日本容器包装リサイクル協会	月2回
新聞	86トン/年	(株)FUJIGAMI	月1回
雑誌(雑紙)	38トン/年		
ダンボール	26トン/年		
牛乳パック	4トン/年		
古着・古布	19トン/年		
紙製容器包装	28トン/年		
アルミ缶	5トン/年	(有)内田商会	月1回
スチール缶	13トン/年		
スプレー缶・カセットボンベ	1トン/年		
無色透明ビン	29トン/年	(有)内田商会 (財)日本容器包装リサイクル協会	月1回
茶色ビン	22トン/年		
その他ビン	9トン/年		
ペットボトル	23トン/年	(有)内田商会 (財)日本容器包装リサイクル協会	月1回
乾電池	9トン/年	(有)内田商会、イー・ステージ(株)	月1回
蛍光管	2トン/年	(有)内田商会、イー・ステージ(株)	月1回
可燃ごみ	3,020トン/年	(株)高島衛生、(株)野々村商店、三重中央 開発(株)、イー・ステージ(株)、(株)ミダック	週2回
不燃ごみ	195トン/年	(有)内田商会 三重中央開発(株)	月1回
小型家電	54トン/年	(有)内田商会 (株)アビツ	処理主体業者 による選別
緑ごみ	150トン/年	(有)内田商会、濃尾第一生コン(株)	月3回

◎拠点回収方式

種 類	廃棄物の量	処理主体	収集回数
粗大ごみ	300トン/年	(有)内田商会、(株)野々村商店、 三重中央開発(株)、(株)ミダック	自己搬入(月6日 間)又は 戸別回収(平日)
プラスチック製容器包装	6トン/年	(有)内田商会 (財)日本容器包装リサイクル協会	随時 (3か所設置)
アルミ缶	3トン/年	(有)内田商会	随時 (3か所設置)
スチール缶	5トン/年		
スプレー缶、カセットボンベ	1トン/年		
無色透明ビン	5トン/年	(有)内田商会 (財)日本容器包装リサイクル協会	随時 (3か所設置)
茶色ビン	5トン/年		
その他ビン	3トン/年		

ペットボトル	5トン/年	(有)内田商会 (財)日本容器包装リサイクル協会	随時 (3か所設置)
乾電池	1トン/年	(有)内田商会 イー・ステージ(株)	随時 (3か所設置)
蛍光管	1トン/年	(有)内田商会 イー・ステージ(株)	随時 (3か所設置)
小型家電(携帯電話等)	0.8トン/年	(株)アビゾ	随時 (1か所設置)
小型充電式電池	0.1トン/年	(一社)JBRC	随時 (5か所設置)
インクカートリッジ	0.1トン/年	里帰りプロジェクト	随時 (5か所設置)

②事業系ごみの収集運搬・処分計画

種 類	排出量及び処理量	収集運搬・処理主体	処分方法
可燃ごみ	2,280トン/年	(株)高島衛生、(株)野々村商店 内田商会(有)、三重中央開発(株)、 イー・ステージ(株)、(株)ミダック	焼却処分後埋立又 は一部資源化
粗大ごみ	110トン/年	(株)高島衛生、(有)内田商会、 (株)野々村商店、三重中央開発(株)、 (株)ミダック	破碎・選別後中間 処理施設で焼却処 分後埋立又は一部 資源化
不燃ごみ	10トン/年	(株)高島衛生、(有)内田商会、 (株)野々村商店、三重中央開発(株)	破碎・選別後、埋 立又は一部資源化
発泡スチロール	4トン/年	(株)高島衛生	圧縮減容処理
笠松競馬場から 発生する馬ふん	1,400トン/年	岐阜地方競馬組合、(株)高島衛生、 三重中央開発(株)	埋立
生ごみ	20トン/年	(株)野々村商店、(株)橋本	飼料化

3) 中間処理計画

◎処理施設の概要

三重中央開発(株)			
処理方式	ロータリーキルン・ストーカ炉	処理能力	604t/日
所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋4713		
イー・ステージ(株)			
処理方式	ロータリーキルン・ストーカ炉	処理能力	110t/日
所在地	長野県佐久市小田井500番地		
(株)ミダック			
処理方式	ロータリーキルン炉・ストーカ炉合併型	処理能力	108.9t/日
所在地	静岡県富士宮市山宮字棚坂3507番20		

4) 最終処分計画

◎最終処分の概要

下記の者に焼却残渣等の処分（埋立処分又は再資源化）業務を委託する。

名称	所在地	施設名	施設所在地
三重中央開発(株)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713	三重中央開発(株)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713
ツネイシカムテックス(株)	広島県福山市沼隅町大字 常石1083	ツネイシカムテックス(株)	埼玉県大野郡寄居町大字三 ヶ山250-1
(株)南都興産	奈良県御所市蛇穴 460-1	(株)南都興産	奈良県御所市重阪329 他12

5) 住民に対する広報・啓発活動

①ごみ処理減量啓発

「資源とごみのカレンダー」、「家庭ごみハンドブック」、「広報かさまつ」及びホームページ等にて、出し方のマナーの徹底や廃棄物の排出抑制と再資源化の推進について周知する。また、各小中学校に3R促進ポスターコンクールへの参加を依頼することにより、生徒たちのごみ問題への意識啓発を行う。

②資源集団回収奨励金制度

P T A、子ども会など住民団体が集団で回収する古紙類、古着・古布及びカンを対象に回収量に応じた奨励金を交付する。

③生ごみの減量促進

生ごみの減量を図るため、生ごみ処理装置やダンボールコンポスト等を設置する住民に補助金を交付し、家庭から出る生ごみの減量を促進する。

6) 笠松町一般廃棄物処理基本計画の取組み

一般廃棄物の減量・再生利用の促進等を目的として、ごみの資源化・発生抑制及び再使用の取組みを促進するため、廃棄物減量等推進審議会・廃棄物減量等推進員・町内会・住民・行政が協働して、ごみの減量・資源化の促進についての施策を実施し資源循環型のまちを達成する。

7) 事業者の責務

資源化可能なものは極力回収し、ごみの有効利用を図るとともに修理及び整備の体制を確立し、安易なごみの排出を抑制するよう努めなければならない。

流通過程においては、過剰包装の抑制等ごみとなるものを極力排出しないシステムを確立するよう努めなければならない。

5 し尿等の処理計画

し尿等の生活排水は下水道事業供用開始区域では公共下水道、供用開始区域外では、合併処理浄化槽により処理することを基本とする。

種 類	計画人口
非水洗化	1,339人
浄化槽	3,896人
公共下水道	16,985人
合 計	22,220人

R3.4.1現在

し尿及び浄化槽汚泥は、次のとおり処理する。

1) 収集・運搬計画

種 類	収集運搬業者	収集回数	収集方法
し 尿	松南(株)	随 時	バキューム式収集運搬車による個別方式
浄化槽汚泥		年1回以上	バキューム式収集運搬車による個別方式

2) 処理計画

◎処理施設の概要

管 理 主 体	岐阜羽島衛生施設組合
施 設 名 称	岐阜羽島衛生施設組合し尿処理施設
所 在 地	岐阜市境川5丁目147番地
施設整備年度	昭和54年度～昭和55年度
供用開始日	昭和56年度
処 理 規 模	100KL/日
処 理 方 式	改造型脱窒素処理
放 流 先	境川

3) 収集・運搬する車両

収集運搬業者	名 称	規 格	台数
松南(株)	バキューム車	2.0 t車	2台
		3.0 t車	2台
		4.0 t車	3台

4) 搬入される廃棄物の量

搬 入 者	種 別	搬入予定量
松南(株)	し尿	420KL
	浄化槽汚泥	4,200KL